

## 平成30年度第2回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成30年11月8日(木) 午前11時～午前11時41分
- 2 場 所 矢巾町役場2階 2-2会議室
- 3 出席者  
(構成員) 高橋昌造町長、和田修教育長、大坊一男教育長職務代理者、掛川はるな教育委員、  
齊藤学教育委員、漆原祥子教育委員  
(事務局) 山本良司総務課長、村松康志学務課長、野中伸悦社会教育課長、田中館和昭総  
務課長補佐、田村琢也学務課長補佐  
(司 会) 田中館和昭総務課長補佐

### 4 内 容

#### ○ 司 会 (田中館補佐)

それではただ今から平成30年度第2回の矢巾町総合教育会議をはじめさせていただきます。  
はじめに、高橋町長よりご挨拶申し上げます。

#### ○ 町 長

本日はこの総合教育会議を開催いたしましたところ、皆様方お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。今本町に関係するところでうれしい知らせですが、この前長野県で開催された合唱の全国大会で不来方高校が連続して金賞を受賞された、それも新たな挑戦をなされての金賞だったということで。部長さんがいらっしゃって、文部科学大臣賞は頂戴することができなかったということでしたが、私は挑戦して金賞を受賞されたということが素晴らしいと思いました。それから、矢巾北中学校の特設合唱部も同じく出場しこちらは銅賞ということで、同じ町から高校と中学部門でそれぞれ全国で立派に活躍されている。表敬訪問された際の部長さんのあいさつが非常に素晴らしいあいさつで、最初お会いしたのが矢巾スマートインターチェンジの鍬入れ着工の日でしたが、彼女が当時矢巾北中の特設合唱部の部長さんでまさに今回は自分の出身校と一緒に全国大会で活躍されているということはものすごいことだと思います。スポーツでも工藤真理子さんがスポーツ功労で表彰されたと。工藤真理子さんは矢巾のハンドボールの母親みたいな存在で、スポ少で一所懸命取り組んでいただいているのが今年も県内の中学校男女とも矢巾中と矢巾北中の決勝で、切磋琢磨してものすごいことだということで矢巾町の教育行政を担う文化・スポーツで活躍されているということはまだまだたくさんあります。今年メダルの授与はたくさんの方々を対象になれるのではないかとということで楽しみにしているところでございます。

本日は2つの事案について協議をさせていただきます。1つ目は矢巾町いじめ防止対策に関する条例と、皆さんのお手元の資料があると思いますが矢巾町いじめ防止対策に関する条例の最後の附則の第2項に検討というところがあるのですが、ここに検討と、条例で検討という項目が入ることはなかなか珍しい条例ですが、この中に条例の運用実績の検証と児童等を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとなっておりますので、今日はそのことについて皆さん方にご検討いただきたいということでよろしく願いいたします。それから2つ目の虐待事案への連携を基にした対応について、今家庭でのお父さんお母さんの虐待、後から説明があると思いますが小学校の児童が担任の先生に自殺したいというのではなく自殺をすると、親からの虐待に耐えかねて、

今は教育委員会だけではなく町長部局の福祉・子ども課、そこには子育て支援センターもありますが、いずれ見逃してはならないような、家庭での虐待であろうが学校の担任の先生に心の叫びを訴えている、そういう現実が今あると。平成27年の7月5日、忘れることのできないいじめによる自殺。二度とそういうことが学校現場であろうが家庭であろうが絶対起こしてはならないということで、教育委員さん方にもその実態を包み隠さずお話しさせていただきたいと思います。今日はこの2つのことについてご協議させていただきますよう、今日は限られた時間ですが、今日は協議の時間が足りなければ改めて日時を設定して対応させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

さっそく協議に入らせていただきます。(1)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に関する①矢巾町いじめ防止対策に関する条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。教育委員さんにこういうことをお願いしたいという検討事項があれば基本的な骨子をお示しさせていただきますようお願いいたします。

#### ○学務課長補佐

協議事項①の矢巾町いじめ防止対策に関する条例の見直しについてご説明いたします。矢巾町いじめ防止対策に関する条例の見直しについて(検証)ということで、見直しにつきましては各町内の各校6校の学校の先生方の意見を校長会議において述べてもらいましたところ、現在のままでよいという意見が大勢を占めました以下第2条関係、第17条関係について次のような意見もあったということでこちらに掲載しております。第2条関係につきましては、いじめの認知や解消のとらえ方が変わったことによりましてその点について見直してはどうかという意見がございました。第17条関係につきましては、現在町内の学校では携帯は買わない持たせないと生徒や保護者に指導しておりますが、各学校の調査によりまして多くの児童生徒が携帯を所持している結果が出ております。今後に向けまして、SNS等を使ったいじめ等に関する相談対応も本条に盛り込むべきではないのかというような意見もございました。今後につきましては、第2条関係につきましては国のいじめ防止対策推進法が改正されておられませんし、いじめの定義は変わっておりませんが国のいじめ防止等のための基本的な方針の中におきまして、いじめ及び解消のとらえ方が変わった、その点については昨年の7月に矢巾町いじめ防止基本方針の中身の見直しをしております。どのように内容が変わったのかと言いますと、第2条関係のいじめの定義がございまして、こちらにつきましては改正前はけんかは除くが外見的にはけんかのように見えることでもいじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要であるという表現を改正によりまして、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が生じている場合もあるため背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとするとしております。ほかには、とらえ方につきましては学校におけるいじめの防止等に関する措置という項目がありまして、その中で新たに解消のとらえ方につきましては国の基本方針の学校においていじめ防止等に関する措置の中で新規で追加された内容となっております、いじめは単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも2つの要件が満たされている必要があるということの1つが被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含むことが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間というのは少なくとも3ヶ月を目安とするということになっておりますので、今年度4月から教育委員会等でもご説明しておりますが仲直りしたからそれで解消ということではなく3ヶ月様子を見てその時点で解消を判断すると

いうとらえ方になっております。第17条関係につきましては、SNSを使ったいじめ等に関する相談体制ですが第17条第2項の中に児童がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることが無いよう適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関との連携を図るものとするところからこの条文で対応できるものではないかと考えられますけれども、今後広く住民等との意見を聞いたり関係機関等からの意見を基に見直しが必要なのかどうかということを決定的に考えております。その場合の今後のスケジュールでございますけれども、事務局案の検討、その後パブリックコメントを1か月間行い、その内容をいじめ問題対策連絡協議会にかけ委員さんに審議していただいたあと教育委員会議にかけまして総合教育会議を行い、見直しの場合は3月会議で上程したいと考えております。あとは矢巾町のいじめの認知件数を掲載しておりますし、いじめの認知件数の推移ということで矢巾町のいじめの認知件数、それと国、県の認知件数につきまして掲載しております。平成29年度は0と記載しておりますが、県及び国の速報値は、県が6,679件、内訳は小学校が5,291件、中学校が1,388件。国につきましては397,545件、内訳は小学校が317,121件、中学校が80,424件という数になっております。いじめにつきましては矢巾町とは限らず県、国ともに前年よりも認知件数が増えている状況です。

○ 町 長

この資料は教育委員さん方にあらかじめお配りしていたわけだな。

○ 学務課長補佐

はい。

○ 町 長

教育委員さん方もご存じの通り、毎日のようにいじめによる自殺や事案が報道されているわけですがけれども、報道内容をまとめてこういう事案だったと学務課でまとめているものはないのか。小中高の、岩手日報にも結構載っているけれども。

学校長会議などの際にそういうものをたたき台にして話し合いをすることはしないのか。こういう事案で自殺したり課題や問題が起きているといったような。今日もそういうものを出してくるのかと思っていた。学校長会議で第2条、第17条についてこのように話し合いをしたということだが報道されている内容により、残念なことだが地元の不来方高校でも体罰ということでそういう事案も参考事例として今日出して、これからだけれども報道されているのであれば皆さんにお知らせしても問題になることはないと思う。今日なければ後から各委員さん方にまとめて、毎日のように報道されているぞ。それをまとめてこういう事案があるということの時系列でいいから。そうすると教育委員さん方もそれを見て検討することがあると思う。

教育委員さんで私ら内部もそうですし、出した資料の中であれなのですが、いじめの認知件数それからレベル別の認知件数のことで、この参考のところはどういう意味か。実質件数を記載ということだが。矢巾町のところが平成29年432件で参考に実質件数512件とあるが中身の違いは何なのか。レベル別の認知件数で平成29年度のところに括弧書きでいいから29年度の9月までと今年の9月までの比較ができるような資料作りをすれば状況がわかる。そうすると前年度対比ができて傾向的にどういうことがあれなのか、統計の数字を出すのはそのため。ここの矢巾町432件、参考512件、このことはどういうことか。

○ 教育長

文部科学省への報告と矢巾町内での調査の仕方が違うところがありまして、何人関わっても1

件とする場合もありますし、1つ1つの事例として3人が関わったら3件と報告するのが文部科学省なので、そこでの違いがあります。これを同じようにしていこうというのがこれからの課題です。

○ 町 長

そこを書いてくれ。

この条例の附則の第2項のところに検討ということもありますので、後でも結構ですので資料提供を後ほどさせていただきます。それを参考にしてお願いしたいと思います。

○ 町 長

次に進めさせていただきます。②虐待事案への連携を基にした対応について、説明をお願いします。

○ 学務課長補佐

虐待事案への連携を基にした対応についてご説明いたします。今回の虐待事案につきましては、不動小学校と矢巾東小学校の2校についての事案を載せております。各学校の対応につきましては、生徒に関すること、学校の対応、町の対応と並べて表記しております。学校と教育委員会の問題点についてご説明いたします。学校の問題点、今回不動小学校の事案につきましては学校が取った行動に対する問題点につきましては3点ほどあると考えております。1つが担任及び養護教諭の聞き取りの時点で親からの虐待と思われる事案の確認をしたにもかかわらず、聞き取り終了後は授業に参加させ学校の判断で下校させた。もう1つは学校が職員間での情報共有を行いましたけれども放課後でなおかつ不在の校長先生の連絡がその時初めてだった。3つ目が教育委員会への連絡が状況を把握してから時間が相当経過してからだった。この3点につきまして問題であるととらえております。教育委員会につきましては、当日夕方に連絡があったにもかかわらず支援センター等への連絡が翌日だった、もう1つは本来児童相談所への連絡は当日行うべきところでしたが翌日になった。児童相談所への送致は児童相談所あるいは町で対応が原則となっておりますけれども、不動小学校の事案では学校に送致をさせてしまった。これが教育委員会の問題点であると。それに対しまして今後の対応でございますけれども、児童生徒への虐待を把握した時におきましては教育委員会へ、未就学児の虐待を把握した場合は子育て支援センター等への早期通報を行うような体制づくりをしなければいけない。もう1つが学校内での児童生徒の様子がおかしいもしくは普段と違う行動をした場合は詳細な聞き取りを行いまして虐待等の疑いがある場合は早急に教育委員会に通報を行わなければならない。もう1つが今後虐待事案が起きた場合は素早い対応ができるようにするためマニュアル等を作成しなければならないというような今後の対応が考えられると。以上が今後の対応において重要な点と思われまます。それに対しまして矢巾東小学校の事案につきましては、不動小学校の事案対応の反省を踏まえまして学校から教育委員会への早期通報及び本人からの聞き取り調査に伴う関係課との協議や児童相談所との連携を行いまして全てにおいて今回の事案ではスムーズに対応できたものと考えております。

○ 町 長

事例として先月の不動小学校の事案と矢巾東小学校の事案について、このほかにも児童生徒のも以外のもいわゆる虐待が家庭で増えてきているということで、教育委員の皆さん方にもお願いなのですが児童虐待防止推進月間で、11月1日から今月いっぱい。盛岡広域振興局の局長始め関係者が来ていわゆるオレンジリボンの関係でマックスバリューで対応するということがあった

ので、できれば教育委員さん方にも後から子育て支援センターから案内させますのでご都合よかったらお願いをいたしたいと思います。特に不動小学校の件については、こういう表現をするのだなど。死にたいということで担任に相談したということでしたが、書かれた内容を見ると断定的な表現をされているところに私もショックを受けました。だからこういうときに隠蔽したり寄り添いを忘れてたりということが無いように、家庭での事案であっても学校ではそういう相談があったら丁寧に対応できるような体制に持っていきたいなと思いますので、ここは情報提供でございますのでご理解をいただきたいと思います。教育長から何かないか。

#### ○ 教育長

今回の不動小学校のケースについては担任が授業中に様子がおかしいということで聞き取りをしてくれた。その聞き取りの仕方も本人の状況に合わせて、この子はなかなか言葉が出てこない子なので紙に書かせたということで過激な文になりましたが、それが逆に大事なところだったなど。その後担任だけではなく養護教諭もそこに関わったと。ただそれが教育委員会に伝わったのが遅かった、そしてそのあとの支援センターへの連絡もそのために遅くなったと。子どもを帰したということは絶対にしてはいけないことだったので、その反省を踏まえて矢巾東小学校の対応をさせてもらいました。この後に同じような事案が矢巾中学校でありまして、矢巾東小学校と同様に学校、支援センター、教育委員会、福祉・子ども課連携の下に対応しております。先ほど町長からもありましたけれども、本当に数が増えてきています。そういう意味でも学校現場でアンテナを高くし、見たらすぐに連絡連携ということをこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○ 町長

立派な仕事をやっている人がこういう虐待をしているのかという、こういう家庭でこういう虐待が起きるのかと。我々も目を凝らした対応をしていかなければならない。担任の先生方や養護の先生方、こういう先生方との連携をさらに深めて、学校現場で自分たちで解決しようとしなくて何かあったら情報を共有していち早く対応していくということです。今核家族ですから、以前ならば親がそういうことをやっておじいさんおばあさんがいれば叱る人がいた、今は暴走するわけです。地域の自治公民館みたいなところにも駆け込みできるようなことも考えていかなければならないのだと思います。高齢者のいわゆるカフェだけではなく子どもたちの逃げ場を作ってあげるようなことや、夜に困ったときは公民館も常に開けて何かあったならばすぐ対応してくれるといったようなことも考えていかなければならないのだということを先ほど担当課が集まって協議させていただきました。いずれ矢巾町もそういう町になってしまった、聞くたびに悲しい思いをしているところです。今後養護教諭やそういう人たちとも定期的に役場の保健師や福祉・子ども課との連携ができるような体制を考えていきたいと思っております。とにかくいち早く、顔色が悪いや元気がないといったことを見逃さないよう担任だけではなく学年主任や副校長、校長、みんな一緒になって体制整備をしていかなければならないと思っておりますし、そういう事案があったならば教育委員の皆さんにも包み隠さず情報提供させていただきます。個人情報保護行政が行き過ぎているのではないかと、今は何をやってもここまでは許されると。昔はみんなの目があったから、今はそれが無くなってしまった。個人情報保護行政も行きすぎではないか、子どもたちだけではなくお年寄りたちもそうなんです。困ったときは行政は何もしてくれなかったと、普段は何も出てこないのです。出てこない人に限って。この間総合防災訓練やりましたが、自主防災組織の皆さんに高齢者等で何かあった時の登録を福祉・子ども課でやっておりますが、同意

もらっているのは2割くらいか。今そういう時代なんですよ。そういう人たちに限って何か問題が起きれば。だから教育も防災も自助共助公助で、やはり自分たちができることは自分たちでやるのだと。地域で解決できることは地域で解決すべきなのだ、最後に今公助が最初だからおかしい仕組みになっているのですよ。そういうこともしっかり保護者に教えていかなければならない。いくら怒られてもいいから。自助共助公助という考え方、家庭の在り方というようにお父さんお母さんが同調してしまえばだれも止める人がいない、それ以上殴ったら大変なことになる。今日は情報提供でございますのでよろしく願いいたします。

○ 町 長

次に4その他ですが、今のこと以外で総合教育会議でやってほしいということがあればお願いいたします。なければ事務局はないか。

○ 学務課長補佐

特にございません。

○ 町 長

教育長にお願いだけでも、今紫波町が学校再編、このことについては分かるところだけでもいいから総合教育会議で情報提供、そしてそれが矢巾町のこれからの小中高のコミュニティスクールなり小中の一貫教育につながる、何かあるのであれば情報提供でもいいので。新聞報道でのあれは見させていただいておりますが、紫波二中のところに佐比内、赤沢、彦部、星山、長岡を統合するという話が出ているようなんです。スクールバスはもちろん運行してやるというようです。今教育長が小中高一貫教育、コミュニティスクール、学力向上に力を入れているということで、岩手医科大学の先生方の指定も受けられるくらいの小中学校のあれをしていかなければならないという思いもありますので、いつまでも暗いことだけの、いわゆるいじめ防止だけではなく学力向上対策といったものに形を変えて進めていきたいと思っております。なければ閉じさせていただきますがよろしいですか。

これで今年度第2回矢巾町総合教育会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【午前11時41分 閉会】